

町田市民病院産業廃棄物（廃プラスチック類）
収集・運搬及び処分業務委託仕様書

1. 適用

本契約は、「町田市民病院産業廃棄物（廃プラスチック類）収集・運搬及び処分業務委託」に適用する。

2. 目的

町田市民病院（以下「甲」という。）から排出される医療系の産業廃棄物（非感染性の廃プラスチック）を、収集運搬・処分できる受託者（以下「乙」という。）に委託し、当院の衛生安全及び院内環境を良好に保ち、地域の環境保全及び環境衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4. 委託期間

2021年10月1日から2024年9月30日まで

5. 委託内容

甲が定めた集積所（地下1階集積所）の産業廃棄物の収集、処分先までの運搬及び処分と最終処分を行う。

6. 収集日と車両に関する留意事項

- (1) 週3回の定期収集とする。収集日の日程は甲と協議のうえ決定する。
- (2) 臨時の収集については、協議のうえ決定する。
- (3) 町田市民病院の廃棄物集積所（地下1階集積所）への搬入口は高さ2.8mの高さ制限があるので、収集運搬車両に注意すること。
- (4) 1回の回収では、下記に示すサイズのダンボールが20箱前後搬出することがあるため、十分な積載量がある車両を選定すること。

7. 搬出量等の計測

- (1) 処分場等で発行する計量伝票を提出すること。
- (2) 他の事業所の廃棄物と混在しないこと。

8. 排出量

排出推定量 34,000 kg (年間)

9. 排出物の荷姿

- (1) 原則として、黄色のポリ袋 90ℓ用にて排出する
- (2) 必要に応じてタテ (40 cm) ×ヨコ (50 cm) ×高さ (42 cm) の段ボール箱または同程度の空き箱を利用して排出することがある。

10. 法令の遵守

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)」、及び行政指導を遵守し、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うこと。

11. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12. 受託者の業務と責任

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を収集・運搬から処分の完了まで、法令に基づき適性に処理しなければならない。
- (2) 乙は、東京都及び処分先の産業廃棄物収集運搬業許可証を受けていること。また、処分業者は産業廃棄物処分業許可証を受けていること。
- (3) 乙は、委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲へ提出すること。ただし、業務終了報告書は以下のマニフェストを持ってかえることができる。
 - ①収集運搬業者は、「B2 票 (収集運搬終了)」を交付の日から 10 日以内に甲に返送すること。
 - ②処分業者は、「D 票 (中間処理終了)」を交付の日から 60 日以内に委託者

に返送すること。

③処分業者は、「E票（最終処分終了）」を交付の日から180日以内に委託者に返送すること。

(4) 乙は、委託された廃棄物の積替え、保管を行ってはならない。残さ物は受託者の責任により法令に従い最終処分すること。

13. 業務の調査等

(1) 甲は、委託した業務が法令等の定めに基づき、適正に行われているか確認するために乙に対して当該処分状況に係わる報告を求めることができる。

(2) 乙は、甲から報告の求めがあったときは速やかに報告を行うこと。

14. 再委託に係る承認

乙は、受託業務の一部を第三者に委託するときは、事前に甲に申し出、承認を受けなければならない。

15. 機密保持

(1) 乙は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 乙は「町田市個人情報保護条例」を遵守すること。

16. 委託料の請求

(1) 甲が乙に支払う委託料には収集運搬費と処分費を含む。

(2) 当月分の請求書は、その翌月8日までに委託者（施設用度課）へ提出すること。委託者はその月末に受託者の指定口座に振込むこととする。

17. その他

(1) 甲の定めた集積所から運搬車への積み込み等は乙が行うこと。

(2) 乙は、受託業務の一部（処分業務）を第三者に委託するときは、甲と処分事業者との契約締結の手続きに関わること。

(3) 受託した業務上の事故に対する賠償責任保険に加入していること。乙は、甲へ契約締結時に保険証書の写しを提出すること。